指定管理者制度の見直しについて

令和８年４月
総務部行財政改革推進課

１．趣　旨

久留米市では、平成 18 年度から指定管理者制度を導入し、現在、公の施設の約半数において指定管理者による管理運営を行っている。

制度導入から約 20 年が経過する中、社会経済環境が変化しており、近年は、物価・人件費の著しい上昇や人材不足などを背景に、公募における応募者が徐々に減少するなど、様々な課題が顕在化している。そのため、より安定的な制度運営に向けて、制度全般を検証し、見直しを図るもの。

２．見直しの視点と項目

以下の３つの視点で、６項目の見直しを行う。

見直しの視点	主な見直し項目
1　安定的な施設運営を継続できる仕組みの構築	①　指定管理料の算定基準の設定 ②　人件費スライド制度の導入 ③　モニタリングの見直し
2　民間事業者等の応募意欲の喚起	④　優良指定管理者の更新制の導入 ⑤　選定スケジュールの見直し
3　選定手続きの透明化	⑥　外郭団体の非公募基準の明確化と公表

３．主な見直し項目の内容

視点１　安定的な施設運営を継続できる仕組みの構築

①　指定管理料の算定基準の設定

物価等の変動見込みを次期指定管理料に適切に反映させるため、指定管理料算定の統一的な基準を設ける。

これまで		これから
・施設所管課が運営実績等に基づき、収入や支出の見込みを積算し、指定管理料を算定する。 ・施設ごとに物価変動等の見込み方が異なり、適切な指定管理料の算定に課題がある。	〉	・統一的な基準に基づき収入・支出の見込みを積算し、指定管理料を算定する。 ・指定期間中の物価上昇等の見込みは、日銀「企業向けサービス価格指数」等、市統一の変動率を用いる。

② 人件費スライド制度の導入

近年の著しい人件費の変動に対応し、指定管理者の健全経営を通じた安定的なサービス提供を確保するため、人件費スライド制度を導入する。

これまで		これから
・指定期間中の物価や人件費の変動は、あらかじめ事業者が見込んだ上で応募するため、指定管理者のリスク分担として整理している。 ・基本的に指定期間中の指定管理料の変更は行わない。	〉	・毎年度の人件費の変動に応じて、翌年度の指定管理料を増減する。 ・指定管理料の増減額は、県人事委員会の調査による「民間給与の前年度比」等の変動率を用いて算定する。

■ 人件費スライド制度のイメージ（増額の場合）

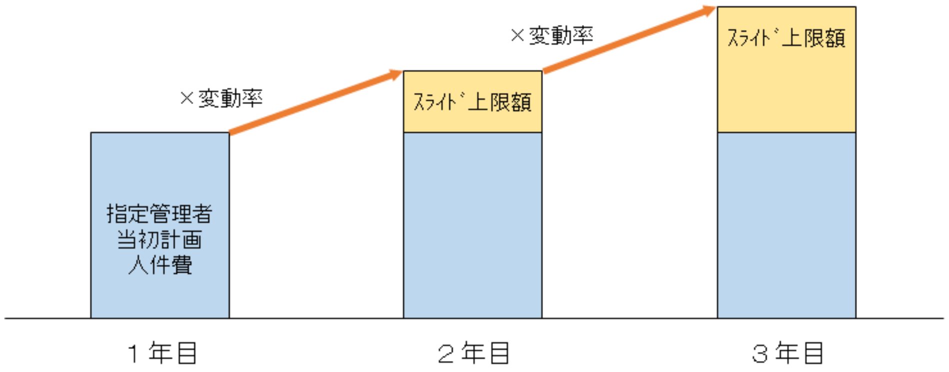

※ 翌年度の指定管理料について、人件費の変動率がプラスの場合は、スライド上限額の範囲内で、指定管理者が実際に賃金に反映する額とする。

※ 人件費の変動率がマイナスの場合は、減額のスライド額を算定し、翌年度の指定管理料に反映する。

③ モニタリングの見直し

モニタリングをさらに効果的なものにするため、以下の見直しを行う。

- 調査回数の削減（年４回→年２回）や調査書類を簡素化する一方、施設所管課と指定管理者の年２回の実地面談を制度化する。
- モニタリングがより客観的で効果的なものになるよう、要求水準の成果指標等の明確化や評価方法の見直しを行う。

視点２　民間事業者等の応募意欲の喚起

④ 優良指定管理者の更新制の導入

指定管理者のモチベーションの維持・向上や雇用の安定化を促すため、更新制を導入する。

これまで		これから
・優良な実績の指定管理者であっても、次期公募におけるインセンティブはない。	〉	・モニタリングで、一定期間、優良な評価となった指定管理者は、次期を非公募で選定できる（原則１回）。

⑤ 選定スケジュールの見直し

指定管理者の提案や人材確保のための期間を確保するため、公募開始及び候補者決定の時期を前倒しする。

	これまで	これから	
公募開始	6 月中旬	5 月上旬	1.5 か月前倒し
募集期間	2.5 か月	3 か月	0.5 か月延長
候補者決定通知	10 月下旬	9 月下旬	1 か月前倒し
指定議決	12 月	12 月	変更なし

他にも、選定前年度に、公募施設の仕様書等を公表し、広く翌年度公募施設の周知を行うとともに、事業者等から意見募集を行い、必要に応じて次期仕様書に反映する。仕様書の公表や意見募集は行財政改革推進課が一括して行う。

あわせて、性能発注への仕様書の見直しや、利用状況に応じた運営時間・サービス提供等の見直しについても検討していく。

視点３　選定手続きの透明化

⑥ 外郭団体の非公募基準の明確化と公表

外郭団体の非公募基準を明確にし、基準に合致する施設については、政策的位置づけを行うことで、安定した施設運営や効果的な政策推進につなげる。

また、非公募選定の透明性を確保するため、非公募選定の理由を市民に分かりやすく公表する。

これまで		これから
・指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則に定める「公募の例外」の外郭団体への適用基準について、対外的に分かりにくい面があった。	〉	・規則第２条第４号を適用し、外郭団体を非公募とする場合の基準として、A～C をガイドラインに位置付ける。

【参考】久留米市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則

（公募の例外）

第２条　条例第２条ただし書に規定する特別の事情は、次に掲げる事情とする。

（１）施設の性格及び設置目的等に照らし、管理を代行するものを特定することが必要なこと。

（２）施設管理上、緊急にその指定管理者を指定しなければならないこと。

（３）専門的かつ高度な技術を有するものが客観的に特定されること。

（４）地域の人材、団体等、政策的な方針に照らして合理的な理由があること。

外郭団体の非公募基準（案）
A）当該施設が政策実現の拠点施設であり、かつ、外郭団体が当該施設を拠点とし、各種事業を実施することが政策推進上、適当である。
B）外郭団体が所有・管理する施設と一体的に管理し、事業を行うことが効率的・効果的である。
C）外郭団体設立の経緯から、当該団体に管理を委ねることが相応である。

（５）民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の活用により一定期間施設の管理運営を行うものを指定すること。

４．見直しの適用時期

令和８年度に指定管理者を選定する施設（令和９年度に指定期間開始）から、順次適用する。

ただし、②人件費スライド制度、③ モニタリングの見直しについては、指定期間中の既存施設についても、令和８年度から適用できることとする。